

「後見支援預金」の 制度内容と 活用のポイント

一部の金融機関で取扱いが始まっている後見支援預金について解説する。

木内 清章 産業能率大学講師

まず、本稿で取り上げる「後見支援預金」の「後見」とは、成年後見制度における被後见人および後見人を指していることを記しておきたい。

民法では、20歳以上の成年者（未成年ではないという意味）のうち、法的に行為能力に制限を加えて保護すべき対象について、後見・保佐・補助という3段階の保護制度を規定している。後見支援預金は、現段階では後見に該当する人のための商品だが、後々には保佐・補助への適用も検討されている。

現在の成年後見制度は、民法改正により平成13年からスタートしているが、保護する側、つまり後見人に就任する者の属性は、現在に至るまでに大きく変化してきた。端的に言えば「親族から専門職へ」のシフトである。

平成13年時点では、後見人に就任する者の約9割は親族であったが、その割合は年々低下。代わって弁護士・司法書士・社会福祉士をはじめとした、いわゆる士業専門職の割合が増加を続けている。

両者の比率は、平成24年にはほぼ均衡した後、平成28年時点では、親族後見人が全体の約28%、専門職後見人が約64%となっている。専門職後見人の身近かつ全国規模の例としては、司法書士団体による「リーガルサポート」が挙げられる。

後見制度支援信託の 使い勝手を補完する新制度

このように成年後見制度が社会に普及していく一方で、一部の後見人による財産の不正流用・着服事件が社会問題化してきている。もちろんこれは、専門職後見人に限ることではない。

しかし、受任する業務の内容として、対象者の身上監護よりも金融資産管理にウェイトが置かれる場合には、特に十分な牽制機能を用意することが、被後见人・後见人双方を守ることにつながり、必要性も高いだろう。

平成24年より、これに対応した仕組みとして家庭裁判所に採択されてきたものが「後見制度支援信託」である。本稿の主題である後

見支援預金は、この後見制度支援信託の代替的な位置付けで捉えることができるため、まず後見制度支援信託の仕組みについて整理してみたい。

後見制度支援信託の仕組みと 後見支援預金登場の背景

この信託は、被後见人の財産について後见人（親族・士業専門職など）による不正利用を抑止することが目的とされる。

具体例でみてみよう。例えば、被後见人の預貯金が2000万円あり、その日常的な支払いなどに備えるべき額は500万円であったとする。この場合、日常的に使わない1500万円については、後见人がその業務として常時管理すべき財産ではないといえる。そこで、この1500万円を後見支援信託の対象財産とする。

手続きとしては、（すでに親族等が後见人の職務にあっても）弁護士等の専門職後見人がいったん選任され、被後见人の財産を改めて調査する。そして、信託することが適当と考えられる財産額（前



述の例でいえば1500万円）を家庭裁判所に報告する。この報告内容が問題なしと判断されると、家庭裁判所から信託を設定する旨の「指示書」が出される流れとなっている。

この専門職後見人は信託の設定が完了した段階で退任し、以降の後見事務は再び、もともとの後見人に委ねられることになる。そしてこの信託がなされると、家庭裁判所の指示がなければ、後見人は前述の1500万円を任意に引き出すことができなくなる。信託銀行という受託者、および信託の持

つ財産隔離機能（本来の所有者から分離させる）を活かして、家庭裁判所を絡めたチェック体制を構築する仕組みなのである。

ところで、この信託は被後见人・後见人の側で任意に利用を選択するものではなく、家庭裁判所の判断によって利用が指示される。特に、後见人が親族などの場合には、多くのケースで指示が出されている。

それに対して、信託銀行の店舗が身近に所在しない地域は少ないため、その使い勝手がかねてより問題とされていた。加えて、財産を再調査する専門職後見人を介する手続きも簡易とはいえず、これらの点から、この信託制度を補完する策が検討されてきた。

その結果として、本稿の主題である後見支援預金が考案されたわけだ。

後見支援預金の概要

後見支援預金の概要は、後見制度支援信託との比較において把握していくと分かりやすい。預金と

金銭信託という異なる金融商品ではあるが、後見支援預金も「財産隔離機能を活かして被後见人等の保護を図る」という同一の問題意識に端を発しているからである。

以下、両者の共通点・相違点を①設定フロー、および②商品性の双方からまとめる形で、後見支援預金の概要を整理してみたい。

①設定フロー

後見支援預金の設定に際しても、家庭裁判所への申し出・利用適否判断を経ることは後見制度支援信託と同じである。つまり、預入れすべき金額などを明記した報告書が、（このために選任された）専門職後見人によって作成され、家庭裁判所に提出される。これが適当と判断されることにより、家庭裁判所から指示書が発行される。ここまでは、後見制度支援信託と同様のフローである。

ただし、後見制度支援信託の設定フローとの違いもある。それは専門職後見人の選任である。

後見支援預金においては、選任すること自体を、状況に応じて家庭裁判所が判断するものとされ